

第19号議案

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例の制定について

1 制定理由

大田区産業プラザのコンベンションホール及び大展示ホールの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の供用を停止するため、新たに大田区産業プラザ条例の施設の供用停止に関する条例を制定する。

2 条例内容

別紙のとおり

3 施行年月日

(1) コンベンションホールの供用の停止期間に係る規定

令和3年4月1日

(2) 大展示ホールの供用の停止期間に係る規定

令和4年4月1日

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田区産業プラザ条例（平成6年条例第39号）に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設は、それぞれ当該各号に定める期間、その供用を停止する。

- (1) コンベンションホール 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 大展示ホール 令和4年4月1日から同年12月28日まで

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) コンベンションホールの供用の停止期間に係る規定 令和3年4月1日
- (2) 大展示ホールの供用の停止期間に係る規定 令和4年4月1日